

令和3年4月16日

保護者 各位

岡山県立鴨方高等学校
校長 三村 雅則

新型コロナウイルス感染症に係る生徒の出欠の取扱い等について

陽春の候 平素から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、岡山県内において新型コロナウイルス感染者が増加傾向にあり、再び感染拡大が懸念されています。引き続き、生徒の健康と安全を第一と考え、万全を期して参りますので、御理解と御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る生徒の出欠の取扱いは、県教育委員会の通知等により次のとおりです。

また今後、状況の変化により、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」とする目安

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
(医師等の診断により、新型コロナウイルス感染症の疑いがないと診断された場合を除く)
※症状が4日以上続く場合は医療機関を受診してください。
- (4) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合
(「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用)

【上記ケースに対する出席停止とする期間】

- (1) 保健所等が指示する日まで
- (2) 感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
- (3) 症状がみられなくなるまで
- (4) 症状がみられなくなるまで

2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

以上